平成２５年（フ）第９０５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿1460番地２メゾンプルミエ201号
債務者　谷崎　裕一
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９１７号
福岡市東区箱崎４丁目24番20号
債務者　山本　卓也
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９１９号
福岡市中央区春吉３丁目16番19―203号
債務者　木子　達善
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９３０号
福岡県古賀市小山田112番地２
債務者　氷室　あい
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９３２号
福岡市東区高美台４丁目10番８号
債務者　三浦　眞弓
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９３４号
福岡市南区井尻４丁目35番８号
債務者　林　　玲子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９３８号
福岡市南区大橋２丁目24番25―702号
債務者　黒田　和之
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９４９号
福岡市南区桧原２丁目29番３号
債務者　三好　哲也
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９５２号
福岡県福津市東福間８丁目１番９―401号
債務者　木村登志子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９５３号
福岡市東区和白４丁目15番18―106号
債務者　兒玉　英子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７０号
福岡市東区香椎駅東２丁目10番22号
債務者　大塚　　聡
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９９号
福岡市東区箱崎５丁目10番14―313号
債務者　相星　貴幸
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０１３号
福岡県太宰府市大佐野３丁目７番18―301号
債務者　藤川　明久
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０２１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄１丁目142番地ドルフィン那珂川503号
債務者　松浦　秀実
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０２９号
福岡市南区井尻３丁目８番28号
債務者　橋本　　守
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７０号
北海道小樽市長橋２丁目４番10号
債務者　長門真由美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第３５７号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番16―301号
債務者　伊藤　政弘
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係